

保護観察等に関する法律（抄）1995年制定（法律第13712号，2016年1月6日一部改正）

第15条（保護観察所の所掌業務） 1995年の制定時に既に規定あり

- 3 検事が，保護観察官が善導をすることを条件として公訴提起を猶予し，委託した善導業務

保護観察所善導委託規定（抄）

（仮訳であることをご承知おきください）

（法務部訓令第1028号，2015年12月6日一部改正・施行）

第3条(対象)① 保護観察所善導条件付起訴猶予処分（以下，保護観察所善導処分という）は，年齢と犯罪の動機，手段及び結果など諸般の事情を考慮し専門的な善導が要求される犯罪者を対象とする。

- ② 保護観察所善導処分は，通常の起訴猶予処分の活用に影響を与えない。

第4条(善導処分の決定)① 検事は，刑事訴訟法第247条により公訴を提起しない場合，次の各号に該当する善導を受けるようにすることができる。この場合，被疑者と被疑者の親権者・後見人など法定代理人の同意を得なければならない。

- 1 善導委託1級
- 2 善導委託2級
- 3 相談・教育・奉仕活動など

② 主任検事は，第1項による善導対象者の等級を決定するにあたり，犯罪の動機，手段，結果，改悛の状，家庭環境及び交友関係など諸般の事情を考慮しなければならない。

③ 第1項第1号の処分は，再犯の可能性が比較的高い被疑者に賦課し，第1項第2号の処分は再犯の可能性が比較的低い被疑者に賦課する。

④ 第3項による処分を賦課する場合には，被疑者の犯行・家族関係・生活環境などの特性を考慮し，第1項第3号の処分を併科することができる。

⑤ 再犯の可能性が軽微な被疑者には，第1項第3号の処分だけを賦課することができる。

⑥ 第1項第1号の期間は1年，第1項第2号の期間は6月とする。

⑦ 第1項第3号の期間は，20時間を超過することができない。

第5条(善導委託)① 主任検事が保護観察所に善導委託をしようとする場合には、保護観察官と協議しなければならない。

② 主任検事は、保護観察官に善導委託書(別紙第1号書式)を送付しなければならない。

③ 保護観察所善導委託書には第7条による善導委託カード(表面)抄本を添付しなければならない。

④ 善導責任を引き受けた保護観察官は、善導業務を誠実に遂行するという保護観察所善導引受書(別紙第2号書式)を送付し、主任検事はこれを事件記録に編綴する。

第6条(誓約書徴収等)① 主任検事は善導対象者から遵守事項を履行し、健全な社会人になるという内容と、保護者から保護観察官の善導に積極的に対応・協力するという内容の連名誓約書(別紙第3号書式)を受け、記録に編綴し、遵守事項を記載した書面(別紙第4号書式)を善導対象者及び保護者に交付すると同時に遵守事項違反時の措置を厳重に警告しなければならない。

② 第1項による遵守事項は、以下の通りとする。

1 善導猶予処分を受けた後7日以内に住居地を管轄する保護観察所に出頭し、担当保護観察官に申告すること

2 善導期間中勝手に住居地を変更せず、住居地を変更したり1月以上国内外に旅行をするときには保護観察官に申告すること

3 悪い習慣を捨て、善行を保ちつつ、犯罪性がある者達と付き合わないこと

4 善導期間中保護観察官の善導教育及び諸般の指示に応じること

5 生業に従事し、引き受けた仕事を疎かにしないこと

6 麻薬・向精神性医薬品・大麻・ボンド・シンナー・ブタンガスなど有害な作用を起こすおそれがある物質を使わないこと

7 射倖的行為に陥らず、酒類を過度に飲まないこと

8 以上の事項を違反した場合には猶予事件の再起など不利益処分を受けることになるということを肝に銘じること

③ 善導対象者とその保護者は、保護観察官が善導実施過程で取った指示又は勧告に応じ、協力しなければならない。

第7条(善導委託カード作成)① 主任検事は、保護観察所善導委託をする場合には、保護観察所善導委託カード(別紙第5号書式)を作成する。

② 第1項の善導委託カードには、次の事項を収録しなければならない。

- 1 善導対象者の人的事項，家族事項，学歴・経歴，交友関係，犯罪事実要旨
- 2 善導時留意事項
- 3 善導状況
- 4 善導の延長，解除，取り消し，善導成否評価
- 5 その他必要な事項

第8条(善導委託索引簿)① 専担検事は，善導委託索引簿(別紙第6号書式)を作成して保管しなければならない。

② 第1項の索引簿には，事件番号，善導委託カード番号，被疑者名，年齢，罪名，起訴猶予日時，委託日時，保護観察所及び保護観察官名，延長，解除，取消し日時及び理由，処分検事などを記載する。

第9条(不起訴状作成)① 主任検事は，起訴猶予決定で備考欄に『保護観察所善導猶予〇級』，『善導委託カード番号〇〇〇』と記載する。

② 主任検事は第1項の決定書に保護観察所の善導が必要な理由を具体的に記載しなければならない。

第10条(実施機関)① 保護観察所の長は，善導対象者に対する善導業務を所管する。

② 保護観察所の長は，所属保護観察官のうちから善導対象者を担当する保護観察官を指定する。

第11条(指導)① 保護観察官が善導対象者を善導するというにあたっては，善導教育，集団治療又は相談など適切な指導を実施しなければならない。

② 保護観察官が必要と認めるときには，善導対象者の家族，近隣，友達などとも接触することができる。

③ 善導の目的達成のため必要な場合には，学費補助，就学・就業斡旋その他経済的な支援をすることができる。

第12条(善導実施方法等の変更) 専担検事は第11条による善導実施方法が不相当であるか，その他その方法を変更する必要があると認める場合には，保護観察官をして善導実施方法を変更させることができる。

第13条(経過報告)① 専担検事は、必要と認める場合には、善導期間中、保護観察官に善導対象者に対する善導実施状況に関して経過報告を要請することができる。

② 保護観察官は、第1項の要請がある場合には、善導対象者に対する善導経過通知書(別紙第7号書式)に善導状況、措置内容、保護観察官の意見などを記載して専担検事に報告しなければならない。

③ 保護観察官は、第4条にともなう善導期間の最後の月に善導状況、措置内容、解除または、延長・取り消しの必要性有無に関する保護観察官意見などを善導経過通知書に記載して専担検事に通知しなければならない。

第14条(その他通知事項)① 保護観察官は、善導対象者に以下の各号の何れか一つに該当する事由が発生したか、発生するおそれがある場合には、直ちに専担検事に口頭又は書面で報告しなければならない。

- 1 再犯
- 2 所在不明
- 3 住居の移転
- 4 死亡
- 5 遵守事項の顕著な背反
- 6 その他善導実施を継続することができない理由

② 第1項の報告を受けた専担検事は、保護観察官と協議し、善導委託の取り消しなど必要な対策を講じなければならない。

③ 善導対象者の所在が不明な場合、専担検事は保護観察官に洞・面事務所(訳者注一町役場・村役場のような行政区画の事務所)を通じて善導対象者居住移動状況を調査するようにするなど所在発見に努めるようにし、必要と認める場合には、他の地方検察庁又は支部の検事に所在探索を囑託することができる。

第15条(延長)① 専担検事は、善導対象者に対する善導期間中、善導実施経過が不十分だと認める場合には、保護観察官の意見を聞いて善導期間を3月毎、2回まで延長することができる。

② 専担検事は、第1項により善導期間を延長した場合には、善導委託カードに延長事由を記載し、善導期間を延長した事実を保護観察官と善導対象者又はその保護者に通知(別紙第8号書式)しなければならない。

第16条(移送)① 保護観察所の長は、善導対象者が住居地を移動した場合、善導委託処分をした地方検察庁または、支庁の専担検事と協議した後新住居地を管轄する保護観察所の場に善導委託事案を移送することができる。

② 保護観察所の長は、第1項により善導委託事項を移送する場合には当該善導対象者の善導委託で、善導委託カード会社本など関係書類を添付しなければならない。

③ 第1項により善導委託事案を移送受けた新住居地管轄保護観察所の長は、直ちに所属保護観察官のうちで当該善導対象者を担当する保護観察官を指定するべきで、当該保護観察官は第13条及び第14条にともなう通知は善導委託処分をした地方検察庁または、支庁の専担検事にハでなければならない。

第17条(解除)① 専担検事は、善導対象者が第4条第1項の善導期間又は第15条第1項の延長期間を無事に経過した場合には善導対象者の善導委託を解除する。

② 第1項による解除は善導委託カードを整理する方法です。

③ 善導委託を解除した場合には、以後、善導対象者が再犯しても善導猶予事件を再起捜査しない。

第18条(取消し)① 専担検事は、善導期間中、善導対象者に次の各号の何れか一つに該当する理由が発生した場合には、保護観察官の意見を聞き、善導委託を取り消すことができる。

- 1 再犯
- 2 遵守事項の明確な違反
- 3 所在不明

② 専担検事は、第1項により善導委託を取り消した場合には、善導委託カードに取消事由を記載し、善導委託を取り消した事実を保護観察官に通知(別紙第9号書式)とする。

③ 善導委託を取り消した場合には、善導猶予事件を再起捜査する。